

平成27年度
(2015年度)

大阪狭山市財政健全化審査意見書

大阪狭山市経営健全化審査意見書

大阪狭山市監査委員

大狭監第 2030 号

平成28年(2016年)8月23日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市監査委員 北井 末廣
同 松尾 巧

平成27年度(2015年度)大阪狭山市財政健全化
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された平成27年度(2015年度)大阪狭山市における財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
	実質赤字比率	2
	連結実質赤字比率	3
	実質公債費比率	4
	将来負担比率	5

平成27年度(2015年度)大阪狭山市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

平成27年度(2015年度)大阪狭山市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年(2016年)8月19日から平成28年(2016年)8月23日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

(単位:%)

健全化判断比率	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率			13.10	実質赤字比率なし
連結実質赤字比率			18.10	連結実質赤字比率なし
実質公債費比率	5.6	7.4	25.0	
将来負担比率			350.0	将来負担比率なし

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成27年度の実質赤字比率は該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。

連結実質赤字比率について

平成27年度の連結実質赤字比率は該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。

実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率は前年度から1.8ポイント減の5.6となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好な状態にあると認められる。

将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。

実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等(一般会計及び土地取得特別会計をいう。以下同じ。)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、次の算式により表される指標である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額()}}{\text{標準財政規模}}$$

$$() \text{ 実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

- ・繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

本年度の実質赤字比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

会 計 名 等	実質収支額等
A 一般会計	788,545
B 一般会計等に属する特別会計 土地取得特別会計	0
C 計 (A + B)	788,545
D 標準財政規模	11,628,144
実質赤字比率 (C / D)	6.78

本年度の本市の一般会計等の実質収支額は7億8,854万5千円の黒字であり、実質赤字比率は6.78%となっている。実質収支額が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示され、この場合はこの指標の対象とならない。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計(財産区特別会計を除く。以下同じ。)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率であり、次の算式により表される指標である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(イ+ロ)} - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模}}$$

- ・イ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ロ＝公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ニ＝公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

本年度の連結実質赤字比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

会 計 名 等		実質収支額/資金不足・剰余額等
A 一般会計		788,545
B 一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計	0
C 小計 (A + B)		788,545
D 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	453,962
	介護保険特別会計	150,615
	後期高齢者医療特別会計	31,108
E 法適用企業	水道事業会計	1,374,202
F 法非適用企業	下水道事業特別会計	85,135
G 合計 (C + D + E + F)		2,883,567
H 標準財政規模		11,628,144
連結実質赤字比率 (G / H)		24.79

本年度の本市の全会計を対象とした連結実質収支額(連結決算)は28億8,356万7千円の黒字であり、連結実質赤字比率は24.79%となっている。連結実質収支額が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示され、この場合はこの指標の対象とならない。

実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、次の算式により表される指標である。なお、この比率の意味は一般財源に対する公債費、公債費に準じた経費の割合(の3ヵ年平均)であり、基準財政需要額に算入される部分の効果を除いたものであるため、それが大きいほど財政運営がひっ迫していることを意味する。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3ヵ年平均}$$

本年度の実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:%)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3ヵ年平均)
平成25年度	8.02396	5.6
平成26年度	4.68733	
平成27年度 (1)	4.16381	

(1)平成27年度の実質公債費比率(単年度)

(単位:千円・%)

A 元利償還金	1,716,843
B 準元利償還金	344,252
C 特定財源	219,706
D 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,416,182
E = (A + B) - (C + D)	425,207
F 標準財政規模	11,628,144
G = F - D	10,211,962
実質公債費比率 (E / G)	4.16381

将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、次の算式により表される指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

本年度の将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

A 将来負担額(1)	22,271,443
B 充当可能財源等(2)	22,352,524
C = A - B	81,081
D 標準財政規模	11,628,144
E 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,416,182
F = D - E	10,211,962
将来負担比率 (C / F)	0.7

将来負担額を充当可能財源等が上回った場合、将来負担比率は負の値で表示され、この場合はこの指標の対象とならない。

(1)将来負担額(上表Aの内訳)

(単位:千円)

地方債の 現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の負債額 等負担見込額	連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
16,717,958	0	2,378,550	22,485	3,152,450	0	0	0

(2)充用可能財源等(上表Bの内訳)

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
	うち都市計画税		
4,074,875	1,664,100	1,664,100	16,613,549

大狭監第 2031 号

平成28年(2016年)8月23日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市監査委員 北井 末廣
同 松尾 巧

平成27年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会計
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成27年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	9
第2	審査の期間	9
第3	審査の概要	9
第4	審査の結果	9
	資金不足比率	10

平成27年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成27年度(2015年度)大阪狭山市下水道事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年(2016年)8月19日から平成28年(2016年)8月23日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

(単位:%)

比率名	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率			20.0	資金不足比率なし

(2) 個別意見

平成27年度の資金不足比率は、資金の不足額がないため該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法非適用企業においては、次の算式により表される指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費に充てた地方債残高}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

A 繰上充用額	0
B 支払繰延額・事業繰越額	0
C 建設改良費等以外の経費に充てた地方債の現在高	0
D 解消可能資金不足額	0
E 資金の不足額 (A + B + C - D)	
F 営業収益に相当する収入の額	884,798
G 受託工事収益に相当する収入の額	0
H 事業の規模(F - G)	884,798
資金不足比率 (E / H)	

大狭監第 2032 号

平成28年(2016年)8月23日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市監査委員 北井 末廣
同 松尾 巧

平成27年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成27年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	13
第2	審査の期間	13
第3	審査の概要	13
第4	審査の結果	13
	資金不足比率	14

平成27年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成27年度(2015年度)大阪狭山市水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成28年(2016年)8月19日から平成28年(2016年)8月23日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

(単位:%)

比率名	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率			20.0	資金不足比率なし

(2) 個別意見

平成27年度の資金不足比率は、資金の不足額がないため該当数値がなく、良好な状態にあると認められる。

なお、流動負債に対する流動資産の割合である流動比率は、346.2%で、基準の100%を上回っている。実質的な資金の不足額を把握するため、流動負債に平成28年度に償還する企業債の予定額を算入して計算した場合でも271.4%となり、資金の不足は認められない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法適用企業においては、次の算式により表される指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費に充てた地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

A 流動負債 (1)	142,956
B 建設改良費等以外の経費に充てた地方債の現在高	0
C 流動資産 (2)	1,517,158
D 解消可能資金不足額	0
E 資金の不足額 (A + B - C - D)	1,374,202
F 営業収益の額	1,071,953
G 受託工事収益の額	0
H 事業の規模(F - G)	1,071,953
資金不足比率 (E / H)	

なお、本年度の資金不足比率の算定においては、地方公営企業会計制度の見直しによる経過措置として、(1)流動負債では引当金等の、(2)流動資産では貸倒引当金の算入が猶予されている。